

放送大学教員免許更新講習実施委員会規程

平成20年9月5日

放送大学規程第1号

改正 平成21年9月9日、平成22年10月13日、
平成23年9月14日、平成24年3月14日

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程(平成22年放送大学規程第2号)第8条の規定に基づき、教員免許更新講習実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員免許更新講習の企画・立案に関する事。
- 二 教員免許更新講習の運営に関する事。
- 三 教員免許更新講習に係る科目・教材の作成に関する事。
- 四 教員免許更新講習修了認定試験に関する事。
- 五 その他教員免許更新講習に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
- 二 学長が指名する教授又は准教授 若干名
- 三 事務局長
- 四 部長
- 五 その他委員長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第2号及び第5号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、関係各部課室の協力を得て、学務部連携教育課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月5日から施行する。

附 則 (平成21年9月9日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月13日)

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則 (平成23年9月14日)

この規程は、平成23年9月14日から施行する。

附 則 (平成24年3月14日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。